

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月1日(金) 午前10時00分から午前10時45分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター4階大ホール

3. 出席委員 (41名)

会長 9番 小清水 千明  
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
10番	末光 亨		
		13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
16番	富永 文夫	18番	藤岡 功
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘		
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫	8番	瀧水 朝男
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
		12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
		22番	和田 恵子

4. 欠席委員 (6名)

農業委員

11番 清家 儀三郎 12番 竹葉 邦政

最適化推進委員

4番 梶原 茂夫 11番 中村 満永  
21番 吉見 一弥 23番 渡邊 鉄雄

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

15番 土居 喜三郎 16番 富永 文夫

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
 報告第2号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告について  
 報告第3号 農地法第6条2第1項の規定による報告について  
 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について  
 報告第5号 農地原形変更完了届出書について  
 報告第6号 諸証明について  
 報告第7号 認定電気通信事業者の行う中継施設の設置に係る事業計画の照会に対する回答について  
 報告第8号 農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願について  
 報告第9号 農地法第4・5条許可について  
 (令和4年2月16日～令和4年3月15日までの事務局処理事案)

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	庵崎 正幸	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	濱田 英樹	主任	藤部 尚子
主事	入川 大希	事務補助	山本 真由実

#### 7. 産業経済部職員

#### 8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員22名、農地利用最適化推進委員19名であります。定足数に達しておりますので、令和4年4月定例総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは始めに小清水会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

皆さん、こんにちは。本日は10時からという事で、大変お忙しい中ご出席いただき

まして、ありがとうございます。まあちょっと遅刻をされた方もいらっしゃるようでございますが、ご勘弁をお願いいたします。

今ほど辞令交付式をやった訳でございますが、ここの生き字引と申します今西さんがですね、異動されました。その穴を埋めるのは大変じゃないかなという風に思っておりますが、これまでも残って居ります局長と濱田君の負担が大きいんじゃないかなという風に思っておりますが、皆様方優しい目で見ていただきまして、早く職員が慣れますようにご協力をお願いしたいという風に思っております。頑張ってください。よろしくをお願いいたします。

それからお手元にはお配りしているのですが、また後の方で説明があらうかと思いますが国の方の改革の一環として活動報告を付けろという事で、これまでもしていただいていたのですが、もっと詳しく付けろという事になって道端で話したのも良いし、山に行く途中に農地を見たというだけでも結構ですのでその活動を書けという事になりました。皆様方には大変ご苦勞をおかけする訳でございますけれども、国の流れという事でございますのでご理解をお願いしたいと思っております。合わせましてうちの方は1月1日から下限面積を30アールという事に変更した訳でございますが、国の方で下限面積の撤廃という事の審議をされている訳でございます。そういう風になりますと、誰でも百姓になれる。農地が投機の対象にもなるという心配もございまして、農業会議を中心にですね、反対という態度を現在の所もやって訳でございますが、国の方でどういう結論になるかという事は分かっておりませんが、推移を見守っているという風な状況でございます。農業を取り巻く状況というものはですね、大変厳しくなっている訳でございますが、まあ皆様方と一緒にですね、農業、農地を守っていききたいという風に思っております。

また合わせまして人・農地プランの方も法制化という事もございまして、農業委員会が積極的に人・農地プランに関わっていくという事に今後なろうかと思えます。仕事の方もどんどんまた増えていく訳でございますが、またご協力の程よろしくをお願いいたします。

今日から令和4年度が始まった訳でございます。昨年度はコロナコロナでこの総会も農業委員さんだけという開催も数回あった訳でございますが、取り巻く状況というのも変わってきております。普段の生活をしながらコロナと共存していくという姿勢に変わって居るようでございますので、また今後とも皆様も感染に気を付けながら、ご協力を賜りたいという風に思っておりますのでどうぞよろしくをお願いいたします。今日も十分な審議を賜りますようお願いを申しまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

欠席報告をお願いします。

《濱田係長長》

はい。失礼します。本日は清家委員、中村委員、吉見委員、渡邊鉄雄委員、梶原委員、竹葉委員が所要のため欠席でございます。以上です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に土居喜三郎委員、富永委員を指名いたします。

まず報告第1号から第9号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《濱田係長》

(報告第1号から第9号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問等ないでしょうか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《濱田係長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《滝澤委員》

129番について説明します。〇〇〇〇さん43歳、会社員であり農業はされておられません。譲り受けられた△△△△さんは柑橘を広く経営される中、高齢の父親がまだまだ元気で近くに耕作地が欲しいという事で双方合意になり何ら問題ないと思いません。

《河野勇一郎委員》

130番について説明いたします。借受ける〇〇〇〇君からみて△△△△さんは祖父に当たります。徐々に□□□□君方へ経営を任せたいという事なので使用貸借という事になっております。

131番についても借受けるのが◇◇◇◇君で、貸出す〇〇〇〇さんは親子関係になります。徐々に△△△△君に経営を任すという事なので何ら問題ないと考えております。

す。

《赤松利彦委員》

132番、〇〇〇〇さんの園地を毛利さんに所有権移転。園地の近くで問題ないと思います。

《大塚委員》

133番、〇〇〇〇君の代わりに説明いたします。△△△△の□□□□さんが◇◇◇◇の〇〇〇〇さんの農地を取得するようになりました。何ら問題ありません。

それとですね、134番、〇〇〇〇の△△△△君がお父さんの□□□□さんの農地を貸借する補助事業の申請でございます。これも何ら問題ありません。以上でございます。

《山口委員》

135番について説明します。〇〇〇〇さん、△△△△さんは隣接する農地でありまして、□□□□さんは高齢ではありますが、子供さんが熱心に稲作をしております。そういう事で副申書に署名をいたしました。問題ないと考えております。

《藤岡委員》

136番についてご説明いたします。40平米の土地ですが宇和島道路の延伸に伴いまして、農地を収用された残りという事で、この40平米が残りました。それでどうしようかなと思案をしておりましたら、隣の土地を持っております〇〇〇〇さんが買いますという事で話がまとまったようです。問題はありません。

《廣見委員》

137番について説明いたします。譲受人の〇〇〇〇さんは以前から△△△△さんの田んぼ、畑を耕作しておりましたが、□□□□さんが京都在住のため今後も耕作する機会が無いという事で◇◇◇◇さんと話をされ売買が成立し、所有権移転となりました。〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおられ何ら問題ないと思われま。

138番について説明いたします。〇〇〇〇さんは経営拡大の為、物件を探しておりました所、△△△△さんと話がまとまり所有権移転となりました。□□□□さんは塗装業をされておりその傍ら農業を営んでおり、真面目に取り組んでおられますので何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題いたします。

事務局より説明を求めます。

《濱田係長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《土居委員》

失礼します。38番について説明いたします。譲受人は〇〇〇〇さん、譲渡人は△△△△さんです。□□□□さんはここに自宅を建てるという事で、◇◇◇◇さんの土地を譲受けるというような次第です。3月29日に会長さん始め委員会の方と現地調査をしています。周囲の方も何の支障もないと確認しております。という事で問題ないと思います。

《小清水委員》

39番、40番についてご説明いたします。

39番につきましては、30年の豪雨災害の時に被災地になった所の近くの土地でございまして、植栽は一切されておりましたが、これを〇〇〇〇さんが資材置場、駐車場として使うという所でございます。現在は砂利が敷いてありまして、上の方は災害復旧工事が行われておりまして近隣でも農地は上の部分しかないという事で、何ら問題ないという風に思っております。

40番につきましてご説明を申し上げます。この農地も以前から埋立てがされておりまして、植栽はされていなかった土地でございます。違反転用で始末書も出されております。今回、〇〇〇〇さんが介護施設を作るという事でございます。合わせまして一体利用として駐車場を含めまして土地を購入するという事でございます。周りには農地もないので問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます  
農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員です。

よって議案第2号は原案とおりに承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市  
農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《濱田係長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条  
第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《廣見委員》

386番について説明いたします。利用権に設定する人〇〇〇〇さん、利用権の設  
定を受ける者は△△△△さん。賃貸関係の新規でございます。□□□□は、◇◇◇◇  
を製造しております。米作りも色々研究熱心であり、今後も何ら問題ありません。

《山本委員》

387番から392番、まで。これは賃貸借権の更新という事でございまして、こ  
れまでの実績から耕作して全く問題ないと考えております。

《赤松利彦委員》

393番、〇〇〇〇さんと△△△△さんの更新で問題ないと思います。

394番、〇〇〇〇さんと△△△△さんの更新で問題ないと思います。

395番、〇〇〇〇さんと△△△△さんの新規で熱心な方で問題ないと思います。

396番、〇〇〇〇さんと△△△△さんの更新で熱心な方で問題ないと思います。

《森委員》

397番について説明いたします。〇〇〇〇さんは体調が万全じゃなく、また後継者も農業をやっておられないので△△△△に貸すようにしました。新規ですが問題ないです。

398番は更新です。399番、水稻でこれも更新ですので問題ないと思います。

《小清水委員》

400番について説明いたします。〇〇〇〇さんは主にイチゴの栽培をされております。高齢でございまして、近くで栽培されている△△△△さんがこれまでも作っておりました。更新でございましてので何ら問題ないと思います

《赤松俊雄委員》

401番、新規ですが〇〇〇〇さんから△△△△さん。□□□□さんは高齢のため丁度隣にありました◇◇◇◇さんが作るようになりました。何ら問題ありません。以上です。

《滝澤委員》

402番、403番について説明をします。利用権を設定する〇〇〇〇さんは会社員であり耕作者を探していた所、両案件とも隣接する△△△△さんが耕作をする事になり、□□□□さんは家族4人で非常に熱心に農業をされておりますので、20年という契約期間も長いので問題はないと思います。

《河野勇一郎委員》

404番について説明いたします。利用権設定を受ける〇〇〇〇さんと利用権設定をする△△△△さんは親戚関係という事になります。□□□□さんはこれまでも◇◇◇◇さんが所有する園地を耕作しておりましたので、新規の賃貸借という事ですが何の問題もないと考えております。

405番について説明いたします。405番については更新という事で、これまでも〇〇〇〇さんは園地を耕作されておりますので何も問題ないと考えております。

《氏原委員》

406番、407番について説明いたします。利用権を設定する〇〇〇〇さんは高齢のため農作業が難しくなり、この度新規で賃貸借権設定の話が付きました。

407番について説明いたします。〇〇〇〇さんは△△△△に住んでおり耕作が難しいため、□□□□さんに賃貸借権設定をしました。◇◇◇◇さんは熱心な稲作農家で何らありません。

《山本委員》

失礼します。408番、409番について説明します。

〇〇〇〇さんと△△△△さんをご高齢となられ耕作が出来ないので、相手方の□□□□君、この人は認定農業者でもあり経営拡大をうたって双方合意に至りました。貸借権の設定となります。

《大塚委員》

410番、411番、〇〇〇〇君です。彼は以前より△△△△さん、□□□□さんの樹園地を耕作しておりました。この度新たに貸借権設定を受ける事になりました。彼は真面目に新規就農をして真面目にミカン作りをしております。何ら問題ないと思います。

《今西委員》

失礼します。412番、413番について説明いたします。

更新であります。利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんは72歳で高齢ではありますが、認定農業者であり地域のリーダーとして農業に取り組んでおられます。従いまして利用権設定をされる事に問題はありません。以上です。

《富永委員》

414番から417番まで説明します。

414番、〇〇〇〇ですが、以前は親父さんの方が以前借りていたもので、△△△△さんの土地を新規で利用権設定という事で、別に問題ありません。

415番は更新でございます。〇〇〇〇さんは身体が不自由なため、以前から△△△△さんが作っています。問題はないです。

416番も同じです。

417番は〇〇〇〇さんが亡くなられたために、新たに△△△△さんが作られる経営拡大で問題はありません。

《黒田委員》

418番、419番は更新であり、以前から耕作をしており何ら問題ないと思います。

420番、新規ですが421番は借受人利用権設定を受ける人は〇〇〇〇さんで、この方は熱心に農業をされておられ体も丈夫であり何ら問題ないと思います。

422番、これは〇〇〇〇に住まわれている△△△△さんが、□□□□さんの土地を◇◇◇◇という所は求めている所より比較的近くなのですが、そこをお借りになり耕作をするという事で何ら問題ないと思います。以上でございます。

《安並委員》

423番、利用権の設定を受ける〇〇〇〇さんは農業を専業でやっておられます。問題ないと思います。

《赤松利彦委員》

30番、〇〇〇〇さんから△△△△さんの農地の売買で、熱心な方で問題ないと思います。31番、□□□□さんから◇◇◇◇さんの農地の売買で、熱心な方で問題ないと思います。

《宮口委員》

32番ですが〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが買うという事です。本人から連絡が来まして、以前から□□□□さんの土地を耕作していて、息子さんなのですがお母さんがまだ◇◇◇◇の方に住んでいるんですが農業をしていなくて、ここを買うという話になりました。何ら問題はありません。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

他に意見がないようですので採決をいたします。  
ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、赤松利彦委員の退席を求めます。

..... 赤松利彦委員退席 .....

採決をいたします。

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

赤松利彦委員の入室を認めます。

..... 赤松利彦委員入室 .....

以上で令和4年4月定例総会の議案を終了いたします。